

Title	慶應義塾経済学会会則 経済学会研究報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.5 (1953. 5) ,p.93- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530501-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

下に團結し、教皇の支配する統一ある世界國家の實現を究極の目標として掲げていた。

然し教權は果してこのように絶對的なものなのであろうか。宗教が未だに政治を規制していた當時において早くも宗教が政治を規制し得る限界について懐疑的な人々があつた。そしてこの最も極端な例がユグノー教徒の間に見出された。即ち王權を絶對視して譲らうとしなかつた一部のユグノー教徒は「善良なフランス人黨」を結成し、無政府と宗教的熱狂とを極度に嫌つて強力な王政の確立を念願し、アンリ四世に依つて嘗て實現されたことのある統一フランスの再現を直接の目標としていたのであつた。

尤も一六二四年にリシュリユーが政治の樞機に參畫して以來、フランス政界は一變した。内外の國事を獨裁したこの宰相は近世屈指の政治家であつて、次代ルイ十四世治下におけるフランスの霸業は、實にこの實踐家の賢明と努力とに負うところ甚だ大であつた。ところでこの大宰相は施政の當初において王權の強化を企圖した。このため王權の競争的存在は悉く排撃された。即ち三部會は王權の専制を掣肘するものであるからこれを廢止し、高等法院は王權に獨立して司法行政に容喙しようとする傾向があつたからその權限を縮小し、王に直屬する監督官を置いて地方行政を擔當させたのであつた。強力な王權獨裁の専制君主國の完成こそ實に宰相リシュリユーの究極目的であつたのである。

然しリシュリユーは國王の専制を無制限に容認したのではなかつた。徹底した現實主義者であつたにも拘わらず、リシュリユーは神の法を地上において實現することが國家の最大目的であると考へた。しかもリシュリユーに依れば、國王が地上において神の法を實現する最高の責任者であり、このため國王は國民一人一人の些細な行動について迄も干渉し、常にそれが神の法と合致するよう指導しなければならぬ。要するにリシュリユーにおいては神の法が統治の最高規準であり、専制君主と雖も神の意志を國民の間に徹底させる一種の仲介者に過ぎなかつたのであつた。

(渡邊國廣)

慶應義塾經濟學會々則

第一條 本會は慶應義塾經濟學會 (The Keio Economic Society) と稱す。

第二條 本會は經濟學の研究及びその獎勵、普及並びに會員相互の親睦を圖ることを目的とする。

第三條 本會は前條の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 研究會の開催
- 二 機關誌「三田學會雜誌」及びその他研究成果の刊行
- 三 講演會、資料展覽會の開催
- 四 他の學會及び諸團體との連絡
- 五 その他本會の目的を達成するため適當と認める事業

第四條 本會は慶應義塾大學經濟學部所屬專任者のうち經濟學を専攻する者を以て組織する。

第五條 本會に左の役員を置く。

- 一 會長 一名
- 二 顧問 若干名
- 三 委員 若干名
- 四 監事 二名

第六條 會長は慶應義塾大學經濟學部長とする。顧問は會長が依頼する。委員及び監事は總會に於て會員の互選

應慶義塾經濟學會々則

によつて定める。

第七條 會長は本會を代表し會務を總理する。顧問は會長の諮問に應ずる。委員は委員會を組織し會務を執行する。監事は會計を監査する。

第八條 委員及び監事の任期は二年とする。但し再選を妨げない。

第九條 會長は年一回總會を招集する。但し必要に應じ臨時總會を招集することができる。

第十條 會員は年額金一千二百圓の會費を納める。會員は機關誌「三田學會雜誌」及び其他本會刊行物の配布を受けることができる。

第十二條 本會の經費は會費、贊助金、補助金及び其他の收入を以て之に充てる。

第十三條 本會の會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第十四條 本會々則の變更は總會の決議による。

第十五條 本會の事務所は慶應義塾經濟學部研究室内に置く。經濟學會委員 (昭和二十八・四 改選)

- 藤林敬三 高村象平 平井新
- 氣賀健三 増井健一 青沼吉松
- 白石孝 中鉢正美 植木憲二
- 山部徳雄 辻村江太郎 渡邊國廣
- 片岡一郎 常磐政治

經濟學會研究報告 (昭和二十七年十月)

(昭和二十八年三月)

△二十七年度

十月九日

漁業實態調査暫定報告(九十九里と燒津)

伊東 茂吉

鐵道差別賃率の根據に關する理論

増井 健一

十月二十三日

國際收支の貨幣的調整

白石 孝

現代企業に於ける豫算制度の一考察

和田木松太郎

十月三十日

企業活動におけるニアプログラミングの模倣

尾崎 巖

十一月六日

戦後に於けるフランス共産主義の動向

吉田 啓一

十一月十三日

金融政策の效果

村井 俊雄

十一月二十日

貨幣政策の意味

町田 義一郎

十一月二十七日

フィヒテに於ける法と經濟

服部 成三郎

十二月四日

レオンチエフの投入・産出分析について

福岡 正夫

十二月十一日

大藏經濟に於ける勞働力の存在形態

野口 祐

十二月十八日

漁業研究

羽原 又吉

(二十八年度)

一月二十二日

助的貸借對照表とコンテナラメン

高橋 吉之助

一月二十九日

芝浦における日雇勞働者の實態

黒川 俊雄

二月十九日

ペテイの經濟思想に關する一考察

梅谷 泰夫

三月五日

企業における不確實性と安全性について

鈴木 諒一

三月五日

漁業における歩合制度

青沼 吉松

三月五日

日本林業史研究(一)

金丸 平八

三月五日

ロツクの社會思想的考察

植木 憲三